

平成27年10月から標準報酬制に移行します ③

シリーズでお知らせしています標準報酬制への移行について、今号では第3弾として、「標準報酬の決定と改定の種類」について説明します。

●標準報酬の決定と改定の種類

標準報酬の決定と改定には、次のように、資格取得時決定、定時決定、随時改定、育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定の5種類があります。

標準報酬の決定と改定の種類	決定・改定の時期	有効期間
① 資格取得時決定 組合員の資格を取得したとき 組合員の資格を取得した人について、その資格を取得した日現在の報酬の額を報酬月額として標準報酬を決定します。	1月～5月の資格取得者	その年の8月まで、又は随時改定まで
	6月～12月の資格取得者	翌年8月まで、又は随時改定まで
② 定時決定 毎年定期的に 毎年7月1日現在の組合員である人について、同日前3ヶ月間(4月、5月、6月)に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として標準報酬を決定します。	毎年の7月1日現在	その年の9月から翌年8月まで、又は随時改定まで
③ 随時改定 報酬が大幅に変動したとき 昇給、降給等により、組合員の固定的給与に変動があり、かつ、継続した3ヶ月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級と既に決定又は改定されている従来の標準報酬の等級に原則として2等級以上の差がある場合に随時改定を行うものとし、その翌月から標準報酬を改定します。	1月～6月	その年の8月まで、又は更なる随時改定まで
	7月～12月	翌年8月まで、又は更なる随時改定まで
④ 育児休業等終了時改定 育児休業が終わって休業前より報酬が下がったとき 育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日にその育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として、育児休業等終了日の翌日から2ヶ月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。	1月～6月	その年の8月まで、又は随時改定まで
	7月～12月	翌年8月まで、又は随時改定まで
⑤ 産前産後休業終了時改定 産前産後休業が終わって休業前より報酬が下がったとき 産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として、産前産後休業終了日の翌日から2ヶ月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。	1月～6月	その年の8月まで、又は随時改定まで
	7月～12月	翌年8月まで、又は随時改定まで
【参考】平成27年10月標準報酬制導入時 平成27年9月30日現在、共済組合の組合員で10月1日以降も引き続き組合員である者(平成27年6月2日以後に資格取得した者を除く)	平成27年6月に受けた報酬に基づき決定	平成28年8月まで、又は随時改定まで

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306